

# キャンピングカーレンタル香川

## レンタカー貸渡約款

### 第1章 総 則

#### (約款の適用)

- 第1条** 貸渡人は、この貸渡約款（以下、「約款」といいます）の定めるところにより、貸渡自動車（以下、「レンタカー」といいます）を借受人に貸し渡すものとし、借受人はこれを借り受けるものとする。なお約款に定めない事項については、法令又は一般の慣習によるものとし、
- 2 貸渡人は、約款の趣旨、法令、行政通達及び一般の慣習に反しない範囲で特約に応ずることがあります。特約した場合には、その特約が約款に優先するものとし、

### 第2章 予 約

#### (予約の申し込み)

- 第2条** 約款及び貸渡人所定の料金表等に同意の上、貸渡人指定の方法により、あらかじめ借受開始日、借受場所、借受け期間、返還場所、運転者、備品の要否、その他の借受条件（以下、「借受条件」といいます）を明示して予約の申し込みを行うことができます。
- 2 貸渡人は、前項の予約の申し込みについて、電話連絡による予約に応じます。
- 3 貸渡人は借受人から予約の申し込みがあったときは、原則として、貸渡人の保有するレンタカーの範囲で予約に応ずるものとし、借受人は貸渡人が求めた場合、貸渡人所定の予約申込金を支払うものとし、

#### (予約の変更)

- 第3条** 借受人は、レンタカー貸渡契約（以下、「貸渡契約」といいます）の締結前に、前条第1項の借受条件を変更するときは、あらかじめ貸渡人の承諾を受けなければならないものとし、

#### (予約の取り消し等)

- 第4条** 借受人が予約した借受開始時刻を1時間以上経過しても貸渡契約の締結手続きに着手しなかったときは、貸渡人が特に認めた場合を除き、予約が取り消されたものとみなします。
- 2 前項の場合、借受人は、貸渡人所定の予約取消手数料を直ちに貸渡人に支払うものとし、貸渡人は、この予約取消手数料の支払いがあったときは、受領済の予約申込金を借受人に返還するものとし、
- 3 貸渡人の都合により、予約が取り消されたとき、又は貸渡契約が締結されなかったときは貸渡人は受領済の予約申込金を返還するものとし、
- 4 事故、盗難、不返還、リコール、天災その他の借受人、もしくは貸渡人のいずれの責にもよらない事由により貸渡約款が締結されなかったときは、予約は取り消されたもの

とします。予約申込金を受領した場合は、予約申込金を返還します。

- 5 貸渡人は、前項の場合に生じた損害（キャンプ場の予約、ホテルの予約等のキャンセル料）について、一切の責任を負わないとともに、違約金の発生もしないものとします。
- 6 貸渡人及び借受人は、貸渡契約が締結されなかったことについて、本約款に定める場合を除いて、相互に何らの請求をしないものとします。
- 7 貸渡しをすることができない原因が、貸渡人の責に帰すべき事由によるときは本条第3項を、貸渡人の責に帰さない事由のときには本条第4項及び第5項を適用します。
- 8 インターネット予約において、貸渡人からの予約確認メールが借受人の記載したアドレスに返信できない場合及び借受人に電話連絡が取れない場合、貸渡人は、当該予約が不成立になったものとすることができます。

#### **(免責)**

**第5条** 貸渡人及び借受人は予約が取り消され、又は貸渡契約が締結されなかったことについては本約款第4条に定める場合を除き、相互に何ら請求をしないものとします。

### **第3章 貸渡し**

#### **(貸渡契約の締結)**

**第6条** 借受人は、本約款第2条第1項に定める借受条件を明示し、貸渡人は約款、料金表等により貸渡条件を明示して、貸渡契約を締結するものとします。ただし、借受人又は運転者が本約款第7条第1項各号のいずれかに該当する場合もしくは第2項各号のいずれかに該当する場合を除きます。

- 2 貸渡契約を締結した場合、借受人は貸渡人に本約款第9条第1項に定める貸渡料金を支払うものとします。
- 3 貸渡人は国土交通省通達に基づき、貸渡簿（貸渡現簿）及び本約款第12条第1項に規定する貸渡証に運転者の氏名、住所、運転免許の種類及び運転免許証の番号を記載し、又は運転者運転証の写しを添付するため、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し借受人の指定する運転者（以下、「運転者」といいます）の運転免許証の提示及びその写しの提出を求めます。この場合、借受人は、貸渡人に対し、自己が運転者であるときは自己の運転免許証を提示し、及びその写しを提出するものとします。
- 4 貸渡人は貸渡契約の締結にあたり、借受人及び運転者に対し、運転免許証のほかに本人確認ができる書類の提出を求め、及び提出された書類の写しをとることがあります。
- 5 貸渡人は、貸渡契約の締結にあたり、借受人及び運転者と連絡するための携帯電話番号等の告知を求めることがあります。
- 6 貸渡人は、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し貸渡料金を現金による支払いを求め、又はその他の支払い方法を指定することがあります。

#### **(貸渡契約の締結の拒絶)**

**第7条** 借受人又は運転者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸渡契約を締結することができないものとします。

- (1) 貸し出すレンタカーの運転に必要な運転免許証を有していないとき、又は貸渡人に

対して運転免許証の提示、もしくはその写しの提出がないとき

- (2) 酒気を帯びていると認められるとき
  - (3) 麻薬、覚せい剤、シンナー等による中毒症状等を呈していると認められるとき
  - (4) チャイルドシートがないにも関わらず6歳未満の幼児を同乗させるとき。
  - (5) 暴力団関係団体の構成員もしくは関係者又はその他の反社会的組織に属している者であると認められるとき
- 2 借受人又は運転者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸渡人は貸渡契約の締結を拒絶することができるものとします。
- (1) 予約に際して定められた運転者と貸渡契約締結時の運転者が異なるとき
  - (2) 本約款第6条第4項から第6項の求めに応じないとき
  - (3) 過去の貸渡しにおいて、貸渡料金、その他貸渡人に対する債務の支払いを滞納した事実があるとき
  - (4) 過去の貸渡しにおいて、本約款第16条に掲げる事実があったとき。
  - (5) 過去の貸渡しにおいて、自動車保険が適用されなかった事実があったとき。
  - (6) その他貸渡人所定の条件を満たしていないとき。
- 3 前2項の場合において、借受人との間に既に予約が成立していたときは、予約の取消しがあったものとして取り扱い、借受人は、貸渡人所定の予約取消手数料を直ちに貸渡人に支払うものとします。なお、貸渡人は借受人から予約取消手数料の支払いがあったときは、受領済みの予約申込金を借受人に返還するものとします。

#### (貸渡契約の成立等)

**第8条** 貸渡契約は、借受人が貸渡人に貸渡料金を支払い、貸渡人が借受人にレンタカーを引き渡したときに成立するものとします。この場合、受領済の予約申込金は借渡料金の一部に充当されるものとします。

- 2 前項の引渡しは、本約款第2条第1項の借受開始日時に、同項に明示された借受場所で行うものとします。

#### (貸渡料金)

**第9条** 貸渡料金とは、レンタカーの貸渡し時において、貸渡人が地方運輸局長に届け出て実施している料金表によるものとします。なお、本約款に定める予約を完了した後に貸渡料金を改定した時は、予約時に適用した料金表に定める価格を貸渡料金とします。

#### (借受条件の変更)

**第10条** 借受人は、貸渡契約の締結後、本約款第6条第1項の借受条件を変更するときは、あらかじめ貸渡人の承諾を得なければならないものとします。

- 2 貸渡人は前項による借受条件の変更によって貸渡業務に支障が生じるときは、その変更を承諾しないことがあります。

#### (点検整備及び確認)

**第11条** 貸渡人は道路運輸車両法第47条の2（日常点検整備）及び第48条（定期点検整備）に定める点検をし、必要な整備を実施したレンタカーを貸し渡すものとします。

- 2 借受人又は運転者は、前項の点検整備が実施されていること及び貸渡人所定の点検表に基づく車体外観並びに備品の検査によってレンタカーに整備不良がないこと、その他レンタカーが借受条件を満たしていることを確認するものとします。

- 3 貸渡人は前項の確認によってレンタカーに整備不良が発見された場合には、直ちに必要な整備等を実施するものとします。

**(貸渡証の交付、携帯等)**

**第12条** 貸渡人は、レンタカーを引き渡したときは、地方運輸局運輸支局長が定めた事項を記載した所定の貸渡証を借受人又は運転者に交付するものとします。

- 2 借受人又は運転者は、レンタカーの引き渡しを受けてから貸渡人に返還するまでの間（以下、「使用中」といいます）、前項より交付を受けた貸渡証を携帯しなければならないものとします。

- 3 借受人又は運転者は、貸渡証を紛失したときは、直ちにその旨を貸渡人に通知し、貸渡人の指示に従うものとします。

- 4 借受人又は運転者は、レンタカーを返還する場合には、同時に貸渡証を貸渡人に返還するものとします。

## 第4章 使用

**(借受人及び運転者の管理責任)**

**第13条** 借受人又は運転者は、レンタカーの引渡しを受けてから貸渡人に返還するまでの間（以下、「使用中」といいます）、善良な管理者の注意義務をもってレンタカーを使用し、保管するものとします。

**(日常点検)**

**第14条** 借受人又は運転者は、使用中のレンタカーについて、毎日使用する前に道路運送車両法第47条の2（日常点検整備）に定める点検をし、必要な整備を実施しなければならないものとします。

**(禁止行為)**

**第15条** 借受人又は運転者は、使用中に次の行為をしてはならないものとします。

- (1) 貸渡人の承諾及び道路運送法に基づく許可等を受けることなくレンタカーを自動車運送事業又はこれに類する目的に使用すること
- (2) レンタカーを所定の用途以外に使用し又は本約款第6条第3項の貸渡証に記載された運転者及び貸渡人が承諾した者以外の者に運転させること
- (3) レンタカーを転貸し又は他に担保の用に共する等、貸渡人の権利を侵害することとなる一切の行為をすること
- (4) レンタカーの自動車登録番号標又は車両番号標を偽造もしくは変造し、又はレンタカーを改造、もしくは改装する等、その原状を変更すること
- (5) 貸渡人の承諾を受けることなく、レンタカーを各種テストもしくは競技に使用し、又は他車のけん引もしくは後押しに使用すること
- (6) 法令又は公序良俗に違反してレンタカーを使用すること
- (7) 飲酒運転を行うこと
- (8) 貸渡人の承諾を受けることなくレンタカーについて損害保険に加入すること
- (9) 貸渡人の承諾を受けることなく、レンタカーに装着されているカーナビ、オーディオ

オ及びその他装備品を取り外して車外に持ち出すこと

(10) 車載工具、車載部品等を当該レンタカー以外に用いること

(11) レンタカーを日本国外に持ち出すこと

(12) その他本約款第6条第1項の借受条件に違反する行為をすること

#### (違法駐車の場合の措置)

**第16条** 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーに関し道路交通法に定める違法駐車をしたときは、違法駐車をした地域を管轄する警察署へ出頭して、直ちに自ら違法駐車に係る反則金等を納付し、及び違法駐車に伴うレッカー移動、保管、引き取りなどの諸費用を負担するものとします。

2 貸渡人は、警察からレンタカーの放置駐車違反の連絡を受けたときは、借受人又は運転者に連絡し、速やかにレンタカーを移動させ、レンタカーの借受期間満了時又は貸渡人の指示する時まで違法駐車をした地域を管轄する警察署に出頭して違反を処理するよう指示するものとし、借受人又は運転者はこれに従うものとします。なお、貸渡人はレンタカーが警察により移動された場合には、貸渡人の判断により、自らレンタカーを警察から引き取る場合があります。

3 借受人及び運転者の違法駐車によりレンタカーの借受期間を超過した場合は、借受人は当該超過部分について別途貸渡料金を支払うものとします。

4 貸渡人は、本条第2項の指示を行った後、貸渡人の判断により、違法処理の状況を交通反則告知書又は納付書、領収書等により確認するものとし、借受人又は運転者が違反を処理していない場合には、違反の処理が完了するまで借受人又は運転者に対して本条第2項の指示を行うものとします。また、貸渡人は、借受人又は運転者に対し、放置駐車違反をした事実及び警察署等に出頭し、違反者として法律上の措置に従うことを自認する旨の所定の文章（以下、「自認書」といいます）に自ら署名するよう求め、借受人又は運転者はこれに従うものとします。

5 貸渡人は、貸渡人が必要と認めた場合に、警察に対して自認書及び貸渡証等の個人情報を含む資料を提出する等により借受人又は運転者に対する放置駐車違反に係る責任追及の為に必要な協力を行うほか、公安委員会に対して道路交通法第51条の4第6項に定める弁明書及び自認書並びに貸渡証等の資料を提出し、事実関係を報告する等の必要な措置をとることができるものとします。

6 貸渡人が道路交通法第51条の4第4項の放置違反金納付命令を受け、放置違反金を納付した場合又は借受人もしくは運転者の探索及びレンタカーの移動、保管、引き取り等に要した費用等を負担した場合には、借受人又は運転者は、貸渡人に対して放置違反金相当額及び貸渡人が負担した費用について賠償する責任を負うものとし、貸渡人の指定する期日までにこれらの金額を貸渡人に支払うものとします。なお、借受人または運転者が放置違反金を納付し、又は公訴提訴されたこと等により、放置違反金納付命令が取消され、貸渡人が放置違反金の還付をうけたときは、貸渡人は還付を受けた放置違反金相当額を借受人又は運転者に返還します。

## 第5章 返 還

#### (返還責任)

**第17条** 借受人又は運転者は、レンタカー及び備品を借受期間満了時まで所定の返還場所（本約款第10条第1項により返還場所を変更したときは、当該変更後の返還場所とします）において貸渡人に返還するものとします。

2 借受人又は運転者は、前項の規定に違反したときは、当該違反が天災その他の不可抗力に起因する場合を除き、借受期間満了時からレンタカー及び備品を返還するまでの期間に対応する貸渡料金相当額を貸渡人に支払うものとします。また、前項の規定に違反したことにより貸渡人が損害を受けた場合は、借受人はその損害の一切を賠償するものとします。

3 借受人又は運転者は、天災その他不可抗力により借受期間内にレンタカー及び備品を返還することができない場合には、貸渡人に生ずる損害について責を負わないものとします。この場合、借受人又は運転者は、直ちに貸渡人に連絡し、貸渡人の指示に従うものとします。

#### (返還時の確認等)

**第18条** 借受人又は運転者は、ガソリン等の燃料を補充の上、貸渡人立会いのもとにレンタカー及び備品を返還するものとします。この場合、通常の使用によって摩耗した箇所等を除き、引渡し時の状態で返還するものとします。

2 借受人又は運転者は、レンタカーの返還にあたって、レンタカー内に借受人もしくは運転者又は同乗者の遺留品がないことを確認して返還するものとします。

3 貸渡人は、レンタカーの返還後においては、遺留品の保管等について一切の責任を負わないものとします。

#### (借受期間延長時の料金)

**第19条** 借受人又は運転者は、本約款第10条第1項により借受期間を延長したときは、延長後の借受期間に対応する貸渡料金と延長前の借受期間に対応する貸渡料金に貸渡人所定の超過料金を加算した金額と、支払済の貸渡料金との差額（以下、「延長料金」といいます）を、レンタカー返還時に貸渡人に支払うものとします。

2 借受人又は運転者は、やむを得ない事由により借受け期間を延長または返還場所を変更する場合は、必ず返還期限内に貸渡人に連絡して承諾を得なければなりません。借受人は、承諾を得ることなく借受期間を超過し、返還した場合は、前項に定める延長料金のほかに、違約金（金5万円）を支払うものとします。

#### (返還場所等)

**第20条** 借受人又は運転者は、第10条第1項により所定の返還場所を変更したときは、返還場所の変更によって必要となる回送のための費用を負担するものとします。

2 借受人又は運転者は、第10条第1項による貸渡人の承諾を受けることなく所定の返還場所以外の場所にレンタカーを返還したときは、次に定める返還場所変更違約料を支払うものとします。

$$\text{返還場所変更違約料} = \text{回送費用} \times 2$$

#### (精算)

**第21条** 借受人又は運転者は、レンタカーの返還時に延長料金、返還場所変更違約料等

の未精算金（以下、「未精算金」といいます）がある場合には、当該未精算金を直ちに貸渡人に支払うものとします。

#### **（不返還となった場合の措置）**

**第22条** 貸渡人は、借受人又は運転者が借受期間が満了したにもかかわらず、所定の返還場所にレンタカー及び備品を返還せず、かつ、貸渡人の返還請求に応じないとき、又は借受人の所在が不明となるなどの理由により、レンタカー又は備品が不返還になったと認められるときは、民事、刑事上の法的措置を講じるものとします。

2 貸渡人は、前項に該当するときは、レンタカー及び備品の所在を確認するため、借受人又は運転者の家族、親族、勤務先等の関係者へ聞き取り調査や車両位置情報システムの作動等を含む必要な措置を講じるものとします。

3 本条第1項に該当する場合、借受人又は運転者は、借受期間満了時から貸渡人がレンタカー及び備品を回収するまでの期間に対応する貸渡料金相当額を貸渡人に支払うと共に、本約款第27条の定めにより貸渡人に与えた損害（レンタカーの探索及び回収、並びに借受人又は運転者の探索に要した費用を含みます）について賠償する責任を負うものとします

4 貸渡人は、借受人又は運転者が借受期間満了日から起算して5日以上、レンタカーの返還もなく、借受人又は運転者と連絡がつかない場合は、借受人又は運転者によりレンタカーの盗難があったものとみなします。この場合は、所轄警察署へ盗難届けを提出するものとします。

## **第6章 故障、事故、盗難時の措置**

#### **（故障発見時の措置）**

**第23条** 借受人又は運転者は使用中にレンタカーの異常又は故障を発見したときは、直ちに運転を中止し、貸渡人に連絡するとともに、貸渡人の指示に従うものとします。

2 借受人又は運転者は、前項に定める異常、もしくは故障が借受人又は運転者の故意・過失による場合は、本約款第27条の定めにより貸渡人に与えた損害（レンタカーの引き取り及び修理に要する費用を含みます）を賠償する責任を負うものとします。

#### **（事故発生時の措置）**

**第24条** 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーに係る事故が発生したときは、直ちに運転を中止し、事故の大小にかかわらず法令上の措置をとるとともに、以下に定める措置をとるものとします。

(1) 直ちに事故の状況等を貸渡人に報告し、貸渡人の指示に従うこと

(2) 前号の指示に基づきレンタカーの修理を行う場合は、貸渡人が認めた場合を除き、貸渡人又は貸渡人の指定する工場で行うこと。

(3) 事故に関し貸渡人及び貸渡人が契約している保険会社の調査に協力するとともに、貸渡人が要求する書類等を延滞なく提出すること

(4) 事故に関し相手方と示談その他の合意をするときは、あらかじめ貸渡人の承諾を受けること

- 2 借受人又は運転者は、前項の措置をとるほか、自らの責任において事故を処理及び解決するものとします。
- 3 貸渡人は、借受人又は運転者のため事故の処理について助言を行うとともに、その解決に協力するものとします。

#### (盗難発生時の措置)

**第25条** 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーの盗難が発生したときその他の被害を受けたときは、次に定める措置をとるものとします。

- (1) 直ちに最寄りの警察に通報すること
- (2) 直ちに被害状況等を貸渡人に報告し、貸渡人の指示に従うこと
- (3) 盗難、その他の被害に関し貸渡人及び貸渡人が契約している保険会社の調査に協力するとともに、貸渡人が要求する書類等を延滞なく提出すること

#### (使用不能による貸渡契約の終了)

**第26条** 使用中において事故、盗難その他の事由（以下、「事故等」といいます）によりレンタカーが使用できなくなったとき（道路運送車両法等の法令に定める基準を満たさなくなったときを含みます）は、貸渡契約は終了するものとし、借受人又は運転者は、本約款第5章の定めにより、直ちにレンタカー及び備品を貸渡人に返還するものとします。

- 2 借受人は、前項の場合、未清算金があるときは、本約款第5章の定めにより直ちにこれを貸渡人に支払うとともに、本約款第27条の定めにより貸渡人に与えた損害（レンタカーの引き取り及び修理等に要する費用を含みます）を賠償する責任を負うものとし、貸渡人は受領済みの貸渡料金を返還しないものとします。
- 3 事故等が借受人、運転者及び貸渡人のいずれの責にも帰すべからざる事由により生じた場合は、貸渡人は、受領済みの貸渡料金から、貸渡しから貸渡契約終了時までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。

## 第7章 賠償及び補償

#### (賠償及び営業補償)

**第27条** 借受人又は運転者は、借受人又は運転者がレンタカーの使用中に第三者又は貸渡人に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。ただし、借受人及び運転者の責に帰すべからざる事由による場合を除きます。

- 2 前項の貸渡人の損害のうち、事故、盗難、借受人又は運転者の責に帰すべき事由によるレンタカー又は備品の故障・汚損・臭気等により貸渡人がそのレンタカー又は備品を利用できないことによる損害については、別に定めるノンオペレーションチャージとして、借受人又は運転者は貸渡人に対して損害賠償金を支払うものとします。

#### (保険)

**第28条** 使用中にレンタカーに係る事故が発生したときは、貸渡人がレンタカーについて締結した損害保険契約により、次に記載する限度（以下、「補償限度額」といいます）内の保険金が支払われます。なお、借受人又は使用者が独自に加入する損害保険契約に



より、レンタカーに係る事故の賠償が可能な場合は、貸渡人のレンタカーに関する損害保険契約に優先して適用します。

**【補償限度額】**

- ・対人補償 : 無制限
  - ・対物補償 : 無制限（免責額10万円）
  - ・搭乗者傷害 : 3000万円（1名につき）
- 2 保険約款の免責事由に該当する場合は、前項に定める保険金は支払われません。
  - 3 保険金が支払われない損害及び補償限度額を超える損害については、全額借受人又は運転者の負担とします。
  - 4 貸渡人が借受人又は運転者の負担すべき損害金を支払ったときは、借受人又は運転者は、直ちに貸渡人の支払額を貸渡人に弁済するものとします。
  - 5 本条第1項又は第2項の免責額は、借受人又は運転者の負担とします。

## 第8章 解除

**（貸渡契約の解除）**

- 第29条** 貸渡人は、借受人又は運転者が使用中に本約款に違反したとき、又は本約款第7条第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当することとなったときは、何らの催告を要せず貸渡契約を解除し、レンタカーの返還を請求することができるものとします。この場合、借受人又は運転者は、本約款第5章の定めにより直ちにレンタカー及び備品を貸渡人に返還するとともに、未清算金があるときは、直ちにこれを貸渡人に支払います。
- 2 前項の場合、貸渡人は受領済の貸渡料金等の一切を借受人に返還しないものとします。

**（同意解約）**

- 第30条** 借受人は、使用中であっても、貸渡人の同意を得て次項に定める解約手数料を支払った上で貸渡契約を解約することができるものとします。この場合、貸渡人は受領済みの貸渡料金から、貸渡しから返還までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。
- 2 借受人は、前項の解約をするときは、次の解約手数料を貸渡人に支払うものとします。  
$$\text{解約手数料} = \text{貸渡料金} \times 20\%$$
  - 3 借受人又は運転者は、解約手数料のほかに未清算金があるときは、本約款第21条の定めにより、これを直ちに貸渡人に支払うものとします。

## 第9章 個人情報

**（個人情報の利用目的）**

- 第31条** 貸渡人が借受人又は運転者の個人情報を取得し、利用する目的は次のとおりです。
- (1) 道路運送法第80条第1項に基づくレンタカー事業の許可を受けた事業者として、

貸渡契約締結時に貸渡証を作成する等、事業許可の条件として義務づけられている事項を実施するため

- (2) 借受人又は運転者に対し、貸渡人が取り扱っている商品の紹介及びこれらに関するサービス等の提供並びに各種イベント、キャンペーン等の開催について、宣伝広告物の送付、eメールの送信等の方法により案内するため
  - (3) 貸渡契約の締結に際し、借受け申込者又は運転者に関し、本人確認及び審査を行うため
- 2 第1項各号に定めていない目的で借受人又は運転者の個人情報を取得する場合には、あらかじめその利用目的を明示して行います。

## 第10章 雑 則

### (相殺)

**第32条** 貸渡人は、本約款に基づく借受人又は運転者に対する金銭債務があるときは、借受人又は運転者の貸渡人に対する金銭債務といつでも相殺することができます。

### (消費税)

**第33条** 借受人又は運転者は、本約款に基づく取引に課される消費税（地方消費税を含みます）を貸渡人に対して支払うものとします。

### (遅延損害金)

**第34条** 借受人又は運転者及び貸渡人は、本約款に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、相手方に対し年利14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

### (細則)

**第35条** 貸渡人は本約款の細則を別に定めることができるものとし、当該細則は本約款と同等の効力を有するものとします。

- 2 貸渡人は、別に細則を定めたときは、貸渡人の営業店舗に掲示するとともに、貸渡人の発行するパンフレット及び料金表等にこれを掲載するものとします。これを変更した場合も同様とします。

### (合意管轄裁判所)

**第36条** 本約款に基づく権利及び義務について紛争が生じた場合は、貸渡人の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

### (附則)

**第37条** 本約款は、許可を受けた日から施行します。